

水戸市農業委員会だより

令和3年10月発行

第193号

発行所

水戸市農業委員会事務局

水戸市中央1丁目4番1号

☎224-1111(内線 6422)

年4回発行



収穫を行う吉倉さん(写真左)と森田さん(写真右)

就農を目指して

「水戸市地域おこし協力隊 吉倉 利英さん」

季節が秋へと移りつつある9月1日(水)、吉倉利英さんは、水戸市の果樹栽培の中心である山根地区の、森田興一さんの梨園で収穫作業を行っていました。

吉倉さんは、果樹栽培での就農を目指し「地域おこし協力隊」として東京都から水戸市に移住してきました。大学で森林について深く学んでいたことから、果樹に興味を持ったそうです。

山根地区では、水戸観光果樹園芸組合の会員が、ナシやリンゴ、ブドウなどの栽培を行っており、吉倉さんはその会員の方の果樹園を回り、研修を重ねています。

この日、作業を行っていた森田さんの梨園は、水戸市森林公園の開園前から続く歴史ある果樹園で、様々な種類の梨が実をつけています。

山根地区の果樹園の多くは、森田さんの果樹園と同様、長い歴史があり、吉倉さんのように一から就農を目指すには、やはり難しさもあるようで「栽培技術を学ぶだけでなく、地域の方との信頼関係を築きながら、定

住・就農のための農地、家、機械を確保するのは大変です。技術だけでは、就農は難しい。」と話していました。

ただし、難しいことばかりではなく、「直売所に来るお客さんの嬉しそうな顔を見ることができるので、収穫の時期が一番楽しみです。」と、果樹栽培へのやりがいを感じているそうです。吉倉さんは、自身の就農が地域への貢献になり、それが「地域おこし協力隊」の役目だと考えているそうです。

目次

- 就農を目指して
～水戸市地域おこし協力隊 吉倉 利英さん～(1頁)
- 利用意向調査の対象者が変更になります(2頁)
- 農業に使用する軽油引取税の免税制度について(2頁)
- 農業委員会活動報告(2頁)
- 農地情報(2頁)
- 農作業でトラクター等を使用する皆様へ(3頁)
- 個人で市民農園を開設できます(3頁)
- 農地転用には手続きが必要です(4頁)
- 農業委員のひとこと(4頁)

利用意向調査の
対象者が変更にな
ります

農業委員会では、毎年、農地法の規定に基づき、農地パトロールを実施し、現地調査により判明した遊休農地の所有者に対して、将来的な農地利用の意向を確認するため、「利用意向調査」を実施しています。

これまでは、その年に新たに遊休農地として認定した農地の所有者や、農業委員会の判断によって利用意向調査対象者を抽出しておりましたが、農地法施行規則の一部改正に基づき、令和3年度からは、災害等により農地利用の継続が著しく困難となった農地を除く【全遊休農地の所有者が意向調査の対象】となりました。

令和3年度は、11月頃に対象者へ「利用意向調査書」を送付します。調査書が届いた方は、12月末頃までを目処に、回答を提出していただくよう、お願いいたします。

《お問い合わせ先》

農業委員会事務局農政係

(☎224・1111)

内線6421

農業に使用する
軽油引取税の免税
制度について

農業用の機械等を使用する方は、申請により軽油引取税の免税を受けることができます。

【免税の対象となる方】

農業を営む者等

【免税の対象となる機械】

動力耕うん機、トラクター、ブルドーザー、施肥用機械、播種機、脱穀機、粃すり機、麦刈り機、わら加工機械、繊維加工用機械、畜産用機械等々

※道路運送車両法第4条の規定により登録を受け、ナンバープレートをつけている機械は、免税の対象となりません。

【免税軽油の申請手続き】

(1) 県税事務所へ申請書を提出し、「免税軽油使用者証」・「免税証」の交付を受ける。

(2) 販売店で免税証と引換えに、免税証に記載された数量と同じ量の軽油を免税価格で購入する。

(3) 県税事務所へ購入した数量及び作業実績等を報告する。

【申請に併せて必要な書類】

◎「免税軽油使用者証」

(1) 耕作証明書

(2) 機械の写真、カタログ又は取扱説明書、販売証明書等

(3) 誓約書

(4) 農作業の受委託に関する契約書等（受託者の場合）

(5) 手数料400円等

◎「免税証」

(1) 作付面積内訳書

(2) 新規申請以外の場合

・ 免税軽油使用実績書（農業用）
・ 免税軽油の引取り等に係る報告書等

【ご注意いただくこと】

(1) 免税機械の入替、追加、廃止等、使用者証の記載事項に変更があった場合

・ 県税事務所へ使用者証の書替えの手続きをする。

(2) 使用者証及び免税証の紛失

・ 速やかに県税事務所へ届出る。

(3) 使用者証及び免税証の失効

・ 速やかに県税事務所へ返納する。

手続きに不備がある場合は罰則がありますので、ご不明の点は、お早めに県税事務所までお問い合わせください。

《お問い合わせ先》

水戸県税事務所課税第一課

(☎221・4800)

農業委員会事務局

(☎224・1111)

農業委員会
活動報告

7月・9月

7月

5日(月)

第12回運営委員会

13日(火)

第13回総会

15日(木)

農地利用最適化推進協議会
西部地区連絡会

20日(火)

中部地区連絡会

26日(月)

東部地区連絡会

8月

5日(木)

第13回運営委員会

12日(木)

第14回総会

16日(月)

農地利用最適化推進協議会
西部地区連絡会

9月

13日(月)

第15回総会

農地利用最適化推進協議会

農 地 情 報

大 字	字	台帳地目	面積(a)	希 望
渡 里 町	下久保	畑	45	貸
青 柳 町	小井戸	田	47	貸
上河内町	橋 本	畑	32	貸

※価格・賃料は応相談

農業委員会事務局農政係 (☎224-1111 内線6412)



農作業でトラクター等を使用する皆様へ

田畑での農作業の際に、ロータリー等の作業機が付いているトラクターや、コンバインを使用する際は、以下の点にお気をつけください。

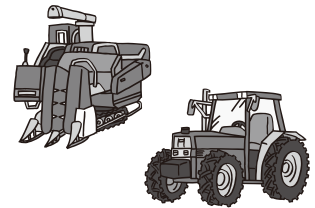
■道路を走行するときは、土や泥をよく落としてから

農作業で使用したトラクターやコンバインに付いた泥や土が道路に落ちると、自動車や自転車、歩行者の通行の妨げになることがあり、大変危険です。

道路に出る前に、泥や土をよく落としてから走行していただきますよう、ご協力をお願いします。

■道路を汚してしまった場合は、清掃を

やむを得ず道路を汚してしまった場合は、安全確保や道路美化のため、道路の清掃にご協力をお願いします。



特定農地貸付法による市民農園開設の流れ (農地を所有している個人が開設する場合)

市へ開設意向の申出

【市民農園の要件】

- ①利用者1人あたりの面積は10アール未満の農地で、複数の者を対象に一定のルールにより行うこと。
- ②営利を目的としない農作物の栽培であること。
- ③貸付期間が5年を超えないこと。

貸付協定の作成

市と開設者との間で「貸付協定」を結びます。

貸付規程の作成

開設者は市民農園の運営等に関して必要な事項を定めた「貸付規程」を作成します。

農業委員会へ承認申請書提出

農業委員会へ「承認申請」を行います。

農業委員会の承認

内容審査によって承認されれば、開園準備が完了します。

開 園



市民農園とは
農業者以外の人々が、小規模な農地を利用して、レクリエーションとして自家用野菜や花などを育てるための農園を「市民農園」といいます。

個人でも開設できます
最近、自然志向やコロナ禍を背景に、農業体験に対する関心が高まっています。
また、野菜などの栽培を通して、健康増進や癒しになるだけでなく、子供たちが作業に参加することで食育にもつながる重要な場となっており、市民農園を利用する機会が増えています。

市民農園を開設する方法としては複数の方法がありますが、そのうち、「特定農地貸付法」による開設方法は左記のとおりです。
詳細は、水戸市農産振興課までお問い合わせください。
《お問い合わせ先》
水戸市農産振興課
(☎259・2212)

個人で市民農園を開設できます

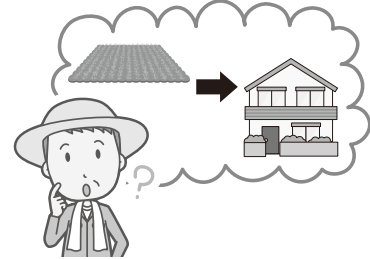
農地転用には手続が必要です

農地は、食料の安定供給を図るための重要な生産基盤であり、かけがえのない資源です。

「農地転用」とは、農地を住宅・店舗・駐車場など農地以外の用途に変更することです。

農地法では、将来にわたり大切な農地を保全するために、農地転用を規制しており、悪質な違反転用者に対しては、罰則規定が設けられています。

※許可無く農地を転用した場合は、3年以下の懲役又は300万円（法人は1億円）以下の罰金



農地転用する場合には、下記のように手続が必要です。必ず事前に農業委員会へご相談ください。

都市計画区域区分	手続	受付期間	処理にかかる期間	備考
市街化調整区域	許可	毎月21日から25日 (土・日曜日、祝日を除く)	約4週間	農地の立地・転用目的等によっては許可とならない場合があります。
市街化区域	届出	随時	約1週間	

※農地転用申請に係る事前相談は、随時受付けていますので、ご不明な点はお問い合わせください。

《お問い合わせ先》 農業委員会事務局農地係 (☎224-1111 内線6432)

農業委員のひとこと

私が住んでいるのは、水田の広がる地域です。基盤整備も徐々に進みつつあります。しかしながら、農家の高齢化が進み、将来どうするか悩む状況になってきました。

後継者に耕作を続けてもらうには、農地が耕作しやすい状態であることが必要になってきます。例えば、農地の面積、水の管理のしやすさ、農道や畦畔、水路等の草刈りなどの管理も大事であることから、これらの作業のしやすさなどです。

また、耕作維持のためには、大規模農家ばかりでなく、営農組合等による受入れなども視野に入れることも必要でしょう。このようなことを踏まえ、これから、地域全体で、地域農業をどうすれば良いか等を話し合う、大事な時期にあると思います。

地域の方々の意向を調査・把握し、情報提供をしていけることが、地域の「リード役」になることが、農業委員として求められていると、農地パトロールを通じて感じています。

(農業委員 江橋 健男)

全国的に遊休農地が増える現在。高齢化、担い手不足は深刻な問題であり、私の営む酪農業界においても同様で、働き手不足による廃業が増えてきております。

他人事ではなく我が家においても、10年後の将来が不透明であり、同業者の仲間から、作業員の雇用や、研修生などの採用を考えるよう助言を受けることもあります。

経営維持のために、機械や施設を導入したり、作業員を雇用したりするなどの効率化を考えていくべきか、それとも、自分の労働力、体力にあわせた経営規模でやるだけやり、農地は誰かに託していくのか、など、どうしていくのが良いのか、思考しております。

コロナ禍で大変な時ではございますが、これからも農地を守る地域の皆様と共に、意見や要望を出し合いながら連携し、明るい将来を考えていきたいと思っておりますので、ご協力をお願いいたします。

(農業委員 吉澤 勇)